資料2

基本方針で定める広域計画・基本計画に関する事項について

令和6年9月3日

国土交通省　都市局

基本方針について

○改正都市緑地法においては、国が、都市における緑地の保全等の取組を国家的な観点からより一層推進するため、**「都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する基本的な方針」**を定めることとしている。

（基本方針）

第三条の二　国土交通大臣は、都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2　基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　緑地の保全及び緑化の推進の意義及び目標に関する事項

二　緑地の保全及び緑化の推進に関する基本的な事項

三　緑地の保全及び緑化の推進のために政府が実施すべき施策に関する基本的な方針

四　都道府県における緑地の保全及び緑化の目標の設定に関する事項その他の次条第一項に規定する広域計画の策定に関する基本的な事項

五　市町村における緑地の保全及び緑化の目標の設定に関する事項その他の第四条第一項に規定する基本計画の策定に関する基本的な事項

六　前各号に掲げるもののほか、緑地の保全及び緑化の推進に関する重要事項

※今回ご審議頂く事項

3　基本方針は、国土形成計画法（昭和二十五年法律第二百五号）第六条第二項に規定する全国計画及び環境基本法（平成五年法律第九十一号）第十五条第一項に規定する環境基本計画との調和が保たれたものでなければならない。

4　国土交通大臣は、基本方針を定めようとするときは、関係行政機関の長に協議しなければならない。

5　国土交通大臣は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6　前三項の規定は、基本方針の変更について準用する。

基本方針で定める広域計画・基本計画に関する事項

国土交通省

○基本方針で定める「広域計画及び基本計画の策定に関する基本的な事項」は、都市緑地法で規定される「広域計画及び基本計画についておおむね定める事項」としている。
○各事項に記載する内容については、基本方針の一～三の記載、都市緑地法運用指針を踏まえ案を作成

	四　都道府県における**広域計画**の策定に関する基本的な事項（法第3条の2第2項第4号）	五　市町村における**基本計画**の策定に関する基本的な事項（法第3条の2第2項第5号）
基本的な事項	【前文】 1 緑地の保全及び緑化の**目標**（法第3条の3第2項第1号） 2 緑地の保全及び緑化の推進の**方針**に関する事項（法第3条の3第2項第2号） 3 緑地の保全及び緑化の推進のための**施策**に関する事項（法第3条の3第2項第3号）	【前文】 1 緑地の保全及び緑化の**目標**（法第4条第2項第1号） 2 緑地の保全及び緑化の推進の**方針**に関する事項（法第4条第2項第2号） 3 緑地の保全及び緑化の推進のための**施策**に関する事項（法第4条第2項第3号）
個別施策	4 都道府県の設置に係る都市公園の整備及び管理に関する事項（法第3条の3第2項第4号） 5 町村の区域内の緑地保全地域内における行為の規制又は措置の基準（法第3条の3第2項第5号） 6 特別緑地保全地区内における土地の買入れ及び買い入れた土地の管理に関する事項（法第3条の3第2項第6号）	4 市町村の設置に係る都市公園の整備及び管理に関する事項（法第4条第2項第4号） 5 緑地保全地域内の保全に関する事項（法第4条第2項第5号） 6 特別緑地保全地区内の緑地の保全に関する事項（法第4条第2項第6号） 7 生産緑地地区内の緑地の保全に関する事項（法第4条第2項第7号） 8 保全配慮地区及び当該地区における緑地の保全に関する事項（法第4条第2項第8号） 9 緑化地域における緑化の推進に関する事項（法第4条第2項第9号） 10緑化重点地区及び当該地区における緑化の推進に関する事項（法第4条第2項第10号）
その他	7 その他の広域計画の策定に関する基本的な事項	11 その他の基本計画の策定に関する基本的な事項

広域計画の概要

〇都道府県が一つの市町村の区域を超える広域的な見地から、系統的な緑地の配置方針等を示すものとして本基本方針に基づいて策定されるもの。
〇都市緑地法で広域計画に定める事項は以下の1～7のとおり規定されている。

四　都道府県における広域計画の策定に関する基本的な事項

基本的な事項

1　緑地の保全及び緑化の目標

2　緑地の保全及び緑化の推進の方針に関する事項

3　緑地の保全及び緑化の推進のための施策に関する事項

基本方針で記載する主な内容

・広域計画における緑地保全、緑化の目標

・広域的・骨格的な緑地の配置方針
・グリーンインフラとして効果的に活用する方針
・官民連携による緑地の管理・運営の方針

・都道府県における緑地保全、緑化推進に関する全体的な施策の内容
（都市公園の整備・管理、特別緑地保全地区の指定・拡大、民間企業やNPO法人等の多様な主体との連携　等）

個別施策

4　都道府県の設置に係る都市公園の整備及び管理に関する事項

5　町村の区域内の緑地保全地域内における行為の規制又は措置の基準

6　特別緑地保全地区内における土地の買入れ及び買い入れた土地の管理に関する事項

7　その他の広域計画の策定に関する基本的な事項

【参考】基本方針　一～三における広域計画に関する主な記載

一　2　緑地の保全及び緑化の推進の目標
〇国全体として市街地については緑地面積が3割以上。
〇都道府県が定める全ての広域計画及び市町村が定める全ての基本計画において、3つの都市の実現に向けた取組及び関連する指標等を位置づけ。

二　1　各主体の役割（都道府県）
〇 一つの市町村を超える広域的な見地から都市における緑地の保全及び緑化の推進の方針を示し、方針に基づき自ら計画的に措置を講じるとともに、市町村等の取組を支援することが必要。

基本計画の概要

○各市町村が緑豊かな快適で個性的な都市づくりを進めるにあたり、地域の自然的、社会的条件等を十分に勘案しつつ創意工夫のもとに策定されるもの。本基本方針に基づくとともに、広域計画も勘案することが必要。
○都市緑地法で基本計画に定める事項は以下の１～11のとおり規定されている。

五　市町村における基本計画の策定に関する基本的な事項

基本的な事項

1　緑地の保全及び緑化の目標

2　緑地の保全及び緑化の推進の方針に関する事項

3　緑地の保全及び緑化の推進のための施策に関する事項

基本方針で記載する主な内容

・基本計画における緑地保全、緑化の目標

・緑地の配置方針　・住民参加の促進に向けた方針
・グリーンインフラとして効果的に活用する方針
・官民連携による緑地の管理・運営

・市町村における緑地保全、緑化推進に関する全体的な施策の内容
（都市公園の整備・管理、特別緑地保全地区の指定・拡大、生産緑地地区の決定等の方針、民間企業やNPO法人等の多様な主体との連携　等）

個別施策

4　市町村の設置に係る都市公園の整備及び管理に関する事項
5　緑地保全地域内の保全に関する事項
6　特別緑地保全地区内の緑地の保全に関する事項
7　生産緑地地区内の緑地の保全に関する事項
8　保全配慮地区及び当該地区における緑地の保全に関する事項
9　緑化地域における緑化の推進に関する事項
10　緑化重点地区及び当該地区における緑化の推進に関する事項

11　その他の基本計画の策定に関する基本的な事項

【参考】基本方針　一～三における広域計画に関する主な記載

一　２　緑地の保全及び緑化の推進の目標
○国全体として市街地については緑地面積が3割以上。
○都道府県が定める全ての広域計画及び市町村が定める全ての基本計画において、3つの都市の実現に向けた取組及び関連する指標等を位置づけ。

二　１　各主体の役割（市町村）
・地域の実情をよく把握している基礎自治体として、それぞれの地域の状況を踏まえつつ、都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する措置を計画的に講じることが必要。

広域計画・基本計画に関する記載事項の考え方①

国土交通省

○基本計画も含めた都市緑地法に基づく制度の運用については、地方公共団体に対する技術的助言として、「都市緑地法運用指針」で示している。

○緑の基本計画の策定に関する考え方についても、「都市緑地法運用指針」で示していることから、基本方針では、都市緑地法運用指針を基として、特に広域計画、基本計画を定めるにあたり留意すべき主要な事項を基本方針の記載内容として移行する。

○ 都市緑地法の改正内容や基本方針一～三の内容、本委員会の検討内容についても、基本方針及び都市緑地法運用指針、ガイドライン・事例集に反映し、それぞれ充実を図る。

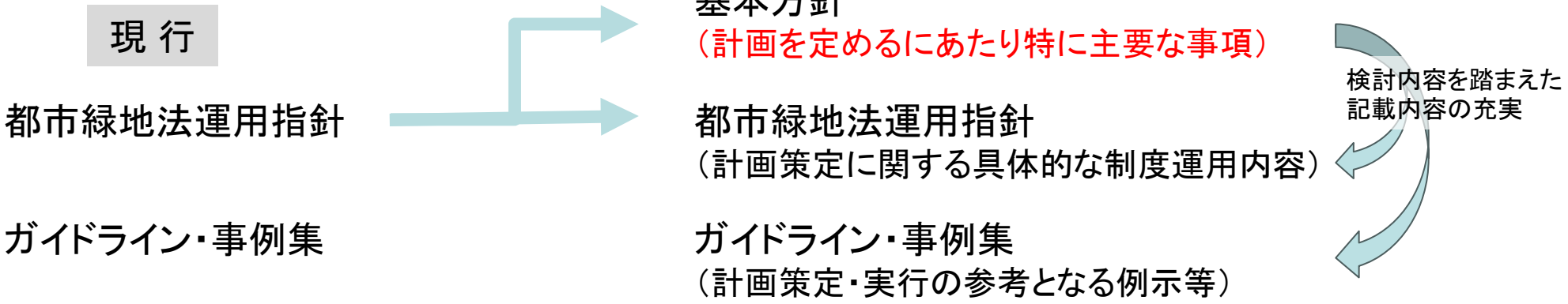

（参考）都市緑地法運用指針（令和 5年 9月27日改正）

都市緑地法に基づく制度の的確な運用を支援していく趣旨から、都市緑地法の目次に従い、制度ごとに、これまで都市緑地法の制定・改正に際して発出してきた通達について整理統合を行うことなどにより、制度の意義、運用にあたって留意することが望ましい事項等を整理している。

○運用指針の各項目

①都市における緑地の保全及び緑化の推進の意義、②地方公共団体の任務、③都市緑地法における緑地の定義、④緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画、⑤緑地保全地域、⑥特別緑地保全地区、⑦地区計画等の区域内における緑地の保全、⑧管理協定制度、⑨緑化地域制度、⑩地区計画等の区域内における緑化率規制、⑪緑地協定制度、⑫市民緑地制度、⑬緑地保全・緑化推進法人制度（みどり法人制度）

広域計画・基本計画に関する記載事項の考え方②

国土交通省

現行の都市緑地法運用指針を踏まえた基本方針の記載事項の考え方の案【前文における記載イメージ】

都市緑地法運用指針（抜粋）

4　緑地の保全及び緑化の推進に関する基本事項

(3) 基本計画の対象等

① 基本計画は、都市計画区域を有する市区町村において、都市における緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する措置で主として都市計画区域内において講じられるものを総合的かつ計画的に実施するため定めることとされている。

② 基本計画は、公園、道路、河川、港湾などの公共施設の緑化に限らず、広く学校や工場の緑化等についても対象とすることが望ましい。

③ なお、基本計画は都市における緑地の保全及び緑化の推進を総合的かつ計画的に実施することを目的としていることから、主として都市計画区域内において講じられる措置を定めるものであり、都市計画区域外で講じられる措置としては、公共公益施設を対象とする緑地の保全及び緑化の推進に関する措置及び準都市計画区域内における緑地保全地域の指定等のうちから都市計画区域内で講じられる措置とあわせて実施することが必要なものを定めるべきである。

都市計画区域外で講じる公共公益施設を対象とする緑地の保全及び緑化の推進に関する措置は、都市計画施設のほか、道路、河川、下水道、公営住宅等の公的管理主体による住宅、学校、社会教育施設、ごみ焼却場、官公庁等いわゆる公共公益施設で都市計画区域における緑地と一体となって良好な都市環境の形成を図るものを対象とし、農林水産関連の公共公益施設、都市計画区域外における民有地並びに国有林野及び公有林野等官行造林地は対象としないことが望ましい。また、「緑化地域以外の区域であって重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区」（緑化重点地区）並びに「緑地保全地域、特別緑地保全地区及び生産緑地地区以外の区域であって重点的に緑地の保全に配慮を加えるべき地区」（保全配慮地区）以外では即地的に定めないことが望ましい。

都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する基本的な方針（抜粋）

四　都道府県における広域計画の策定に関する基本的な事項

（中略）

○ 広域計画は、都市における緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する措置で主として都市計画区域内において講じられるものを総合的かつ計画的に実施するために定めるものであり、都道府県が設置する都市公園、複数の市町村にまたがる大規模緑地や市街地を取り囲む農地、河川沿いに広がる樹林帯といった都道府県にとって根幹的な緑地など、基本計画では扱うことが難しい規模、連続性を有する緑地について対象とすることが望ましい。

（中略）

基本方針、本委員会の検討内容等の反映

五　市町村における基本計画の策定に関する基本的な事項

（中略）

○ 基本計画は、都市計画区域を有する市町村において、都市における緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する措置で主として都市計画区域内において講じられるものを総合的かつ計画的に実施するため定めるものであり、公園、道路、河川、港湾などの公共施設の緑化に限らず、広く学校や工場の緑化、民有地である農地・樹林地等の保全等についても対象とすることが望ましい。

○ 制度の運用に関する留意事項や例示については、都市緑地法運用指針の記載内容として存置し、都市緑地法の改正内容や基本方針一～三の内容、本委員会の検討内容をふまえ充実化

○ 策定の参考となる事例や取組をもとにガイドライン、事例集等も合わせて充実を図り、実効性の向上を目指す